

令和2年第4回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

- 1 開催日時 令和2年4月20日（火） 午前9時30分～
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席農業委員（7名）

3番 田畑 和成	2番 坂元 兼一
7番 赤崎 敬一郎	6番 南原 奈美子
9番 栗牧 伸一	8番 吉留 義晃
	10番 池山 準一

出席推進委員（19名）

11番 下市 博彰	12番 甫立 浩二	
14番 山崎 博文	15番 久保菌 正昭	16番 柿園 藤男
17番 帖佐 達郎	18番 三腰 修一	19番 竹井 好博
	21番 濱田 誠	22番 徳留 伸一
23番 下屋敷 正	24番 野元 秀一	25番 栗野 一三
26番 堀之内 睦	27番 上屋敷 守	28番 大迫 勝哉
29番 竹之内 重則		
32番 永江 友義		34番 坂元 智一

職員（6名）

事務局長	寺脇 伸治
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主幹	山下 順子
農地係主査	下大迫 誠
農業振興係	竹内 くるみ
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

- 4 欠席農業委員（3名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（8軒）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（11件）
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（7件）
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について（1件）
- (6) 議案第6号 非農地証明について（3件）
- (7) その他

- 6 その他

事務局長 ただ今から令和2年第4回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中7名の出席で定足数に達しております
ので、総会は成立しております。また、推進委員25名中19名の出席を
いただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
6番 南原奈美子委員、7番 赤崎敬一郎委員をお願いいたします。

 次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

 (なしの声あり)

 意見が無いようですので、会務報告を終わります。

 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま
す。なお、本日、出席されています農地利用最適化推進委員に関わる案件
がございますので、1ページ4—2番、3番から審議いたします。■■■■
委員の退室をお願いします。

 事務局より説明をお願いします。

事務局 「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
(■■■■)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果
並びに補足説明をお願いします。

15番委員 4—2番について説明いたします。渡人の■■■■さんは、年を取って
きたので、耕作規模を縮小したいと、借り手を探しておられたわけですが、
今回、■■■■さんに話され、引き受けていただけるということになりました。

15番委員 4—3番の渡人の■■■■さんは、鹿児島市の方に居住されており、田
んぼと畑は、貸しておられたわけですが、借り手の方から返納するの旨の
話があり、新しい借り手を探した結果、■■■■さんに貸すという結果になっ
たわけです。受人の■■■■さんは、父の■■■■さんと一緒に、米、麦、菜種、
そば、大豆、露地野菜等を栽培され、多角経営をされています。
申請地は、進入路、境界等、問題はありませんでした。ご審議方よろし
くお願いいたします。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

（なしの声あり）

議長 　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-2番、3番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-2番、3番は、許可することに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いいたします。

議長 　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番、4番、5番、6番、7番、8番について議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（■■■■） 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
（1ページ4-1番、4番、5番、6番、7番、8番について説明）

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

28番委員 　4-1番について報告いたします。こちらは、渡人、受人の方は親戚同士です。■■■さん50代半ばで、■■■さんは、おじさんにあたります。十数年、二十年近くにわたって、■■■さんの方が耕作されてきました。上の四筆は、現在も耕作されてきました。下の二筆の町口については、ここ四～五年前より排水が悪く、耕作は、されていませんでした。ただ、去年の年末に耕運だけは、されました。何ら問題はないと思います。審議の方を宜しくをお願いします。

議長 　4-4番をお願いします。

事務局
（■■■■） 　4-4番について事務局の方で説明いたします。■■■■さんと■■■■さんの所有権いて位につきまして、場所については、■■■さん宅の前にある田んぼでございまして、以前から買ってほしいとの要望があり、面積も小さく利用もし辛いと悩んでおられましたが、今回、お互いの同意のもとに所有権移転の申請を上げられることになりました。現地は、進入路、境界、特に問題はないと、■■■委員から報告を受けております。以上です。審議を宜しくお願い致します。

議長 　4-5番をお願いします。

2 5 番委員 4—5と4—6番について説明いたします。まず、4—5番について説明いたします。受人の■■■さんは、仕事に行きながら自宅近くの畑を借り、野菜栽培し、市場や物産館などに出荷している、頑張っている後継者です。この畑は、■■■さんが、15年前から耕作されており、■■■さんからゆずっ欲しいと相談があり、話がまとまったそうです。現地は、きれいに耕運されていましたが、畑の隅にビニールハウスに農機具があり、そこだけが耕運されていませんでした。これから、葉物野菜を栽培する計画があるとのことでした。進入路、境界ははっきりしていて何も、問題はないと思われました。

2 5 番委員 次に、4—6番について説明いたします。■■■■さんと、■■■さんは、親子関係です。■■■さんが、まだ元気なうちに所有権を移転したいとのことで、生前贈与ということです。審議の方を宜しくお願いします。

議長 4—7番をお願いします。

2 1 番委員 4—7番について説明いたします。今回の上原田の田んぼについては、受人の■■■さんが、以前から借りられておりまして、今回、また、継続して借りられるということでの申請です。田んぼの境界等はしっかりしており、■■■さんは、周辺等の畑も借りられてり、牛を飼っている農家ですので、問題はないと思います。ご審議の方をよろしくお願いします。

議長 4—8番を説明をお願いします。

1 4 番委員 4—8番について説明をいたします。譲渡人の■■■さん、譲受人の■■■さんは、ご兄弟であります。■■■さんの奥様が亡くなられたことで、奥様の実家がある兵庫の方に■■■さんが移られることになり、弟の■■■さんに譲渡することになりました。いずれのほ場も、境界、進入路等もはっきりしておりまして、問題はないと思われます。審議の方を宜しくお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4—1番、4番、5番、6番、7番、8番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、4—1番、4番、5番、6番、7番、8番は、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4—1番についてと議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について

も関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

29番委員

4-1番について説明いたします。現地は、さつま町求名の熊田製茶から左に入り、熊田集落を抜ける途中の左手の山手なんですが、一応、農振地域ということで、現地を見に行ったのですが、現地としては、一番高い所にありまして、上から周辺を見ても、畑らしい状態には、なっていませんでした。これが農振地域としては、厳しいとの判断でした。また、熊田集落は、農家戸数も減少している状態であります。太陽光発電ができて迷惑をかけるということもなく、問題がないと思われます。また、進入路等も軽トラックが通う道路も途中までありますが、その先は、トップカーが通う道はあります。特に、問題はないと思われます。審議の方を宜しくお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員

はい、7番。

議長

7番委員どうぞ。

7番委員

意見書の中で、10アール当たり平均収穫高が、生梅400キロと記載がありますが、ここは、梅を栽培していたんですか。

議長

事務局。

事務局
()

申請書の記載の通り、以前は、梅の栽培があったと思われます。

議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それでは、採決いたします。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-1番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方と、議案第4号「農業振興地域

内農用地利用計画の変更申請調書（農振除外）」の1についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長


全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4—1番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」の1についても承認することを決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（)
議長

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—1番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。


ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

14番委員

4—1番について説明申し上げます。この申請地は、平成29年12月に3条の申請で取得された土地で、水田として耕作する予定でしたが、状況が良くなく、畑作で変更申請をされて、耕作をされてきましたが、あまり状態が良くなく、その中、寺院の総代会の中で、今回の申請地に寺院を設置して欲しいとの意見が出され、今回の申請となったわけです。境界もはっきりしていて、排水対策もしっかり取られていたように見受けられました。審議の方を宜しくをお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
（)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
なお、本件につきましては、第1種農地でありますから、県の常設審議会に意見徴収を求める案件となります。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

（なしの声あり）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-1番については、許可することに決定いたしました。
 なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番についてと、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 () 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明
 (関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

29番委員 4-2番について説明いたします。現地は、国道504号の薩摩支所から、秦野精密さんから、左に約5~600メートルは行った所になります。現地は農振農用地ということで、現地に行きましたが、広橋集落内になりますが、現地は、畑として機能をなさない状態になっています。受人の()君は、新しく牛を飼って地域のために頑張るという青年ですので、是非、彼の希望に沿ってあげたいと考えますので、審議方、よろしく願います。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 () 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明
 なお、本件につきましては、第1種農地でありますから、県の常設審議会に意見徴収を求める案件となります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番について、用途区分変更を条件として許可することに賛成の方と、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書(用途区分変更)」の2についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-2番については、用途区分変更を条件として許可することに決定いたし

ました。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（用途区分変更）」の2についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-3番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

24番委員

4-3番について説明します。この土地は、鶴田中学校前の慰霊塔があるところの下にある土地です。現地は、耕運をしてあり、日当たりもよく、周辺には、3カ所ほど太陽光発電が設置してあり、これで4カ所となります。近隣を少し進むと、住宅があり、設置の近隣の住宅には、十分に説明をしてくださいと伝えてあります。既に、1戸の住宅には、説明に行かれています。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-3番について、許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-4番についてと、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明
(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」
について説明)

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

24番委員

4-4番について説明します。この場所は、湯田地区に元農協の肥育センターがある近くになります。この農地には、飼料を作付してあり、この飼料の収穫後に、借人は返却するというので、この現地には、数年前より、太陽光発電施設の話は、出ていまして、また、農道を挟み、2カ所の太陽光発電施設があります。境界等は、しっかりしていました。何も問題はないと思います。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-4番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方と、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書(農振除外)」の3についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4-4番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請(農振除外)」の3についても承認することを決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-5番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお

- 願いいたします。
- 25番委員 4—5番について説明します。申請地は、あびーる館の上の方になります。神子区新田集落です。ここは、整地は、現状のままで、砂利を敷いて、雨水は、自然流下と自然親等になるそうです。雨が降っても、崩れる心配はないと思われました。以上です。ご審議方、よろしく願います。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
- 事務局
()
議長 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
- ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。
- (なしの声あり)
- よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—5番については、許可することに決定いたしました。
- 議長 次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—6番、4—7番についてと、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。
- 事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局
()
議長 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明
(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)
- 申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
- 25番委員 4—6番・7番について説明します。現地は、神子区の大野集落です。現地は、田んぼの横に水路があり、工事は、つぶさないようにし、整地をし、転圧をし建込みをすることで、現地の現況は、農業振興地域ではありますが、耕作放棄地状態でした。以上です。よろしく願います。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か

ら説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

17番委員

ちょっといいですかね。聞いてみたいです。

議長

はい、どうぞ。

17番委員

これまでの資料を見ていると、太陽光発電について、なんで、東京都か福島あたりから、なんで、さつま町に要望があるのですか。福島からと、遠い所から、鹿児島県内にも他にも来ているのですか。他にも聞いてみたらどうですか。

9番委員

現地調査で、申請業者に聞きましたが、小規模の設置工事は、売電価格が下がっていくので、今回は最後とのことでした。

議長

事務局で、情報を何か、得ていますか。

事務局
()

今回の福島県からの業者は、すでにこれまでも、さつま町に設置されています。さつま町は、日照量もあり条件が良いとのことでした。また、全国的にも、鹿児島県は、条件が良いとのことでした。

更に、平成29年、30年、31年と太陽光設置の相談が、多くきましたが、農振地域見直し期間でもあり、その期間は、申請が出ませんでした。ID取得や九電との系統連系の手続きが終わられて、現在に、申請が集中しているところです。

17番委員

設置することは、分かりましたが、疑問に思うことが、設置後、年数がたち、使えなくなった時に、後のフォローが県外でも遠い所からの管理です。ので、しっかりできるのかなと思ひまして質問です。

議長

県の常設審議委員会でも、太陽光発電については、非常に条件の良い所との意見があります。隣接町でも、申請が多いということです。また、申請時に、地主さんは、しっかりした契約にすることは、大事と思います。

事務局
()

申請事業者の管理方法には、遠隔でカメラ監視を24管理で、災害や雑草の具合を見て、管理しているとのことでした。

議長

よろしいですか。

17番委員

はい。

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4―6番、7番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方と、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書（農振除外）」の4と5についても承認することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4—6番、7番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」の4と5についても承認することを決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—8番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11番委員

4—8番について説明します。場所が、日特近くの家族湯がありますが、そこから家畜市場に続く道路の途中の右側になります。既に、申請地の隣にも、太陽光があります。設置後は、フェンスを設置し、防犯カメラで、遠隔管理し、雑草や台風等の被害後の管理をすることでした。また、境界、雨水、排水、進入路については、問題は、ありませんでした。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

()

資料に基づき説明。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—8番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—8番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4—9番、4—10番についてを議題と、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるよ

うお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明
(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」
について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を
お願いします。

25番委員 4-9番。10番について説明します。場所は、神子区大野集落です。
4-6と4-7の申請地の隣です。CO2の会社は、太陽光のメンテナ
ンスも行っていて、基本、草刈りをして、そのまま建てるということでした。
雨水は、自然流下と浸透。雨の水害では、土砂崩れの心配はない所です。
農振については、耕作放棄地状態で除外は、妥当と思います。よろしく審
議をお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か
ら説明をお願いします。

事務局
() 資料に基づき説明。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありま
せんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条
許可申請について」の4-9番、10番について、農振除外を条件として
許可することに、賛成の方と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計
画の変更申請調書(農振除外)」の6と7についても承認することに賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4
-9番、10番については、農振除外を条件として許可することに決定い
たしました。
また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請(農振除
外)」の6と7についても承認することを決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-11番につ
いてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

()
議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

25番委員

4-11番の説明いたします。場所は、神子区大野集落です。申請の4-9と10のところから、直線で100メートルくらいのところですが、4-9と10と同じく、そのまま建てるということでした。場所的に土砂崩れの心配のない所でした。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

資料に基づき説明。

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

7番委員

この農地は、昨年までは作っていたところですか。

議長

25番委員。

25番委員

かなり前から、作っていない土地です。耕作放棄地になっていました。

議長

7番委員、よろしいですか。

7番委員

はい。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-11番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の4-11番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第4号の追加、「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」の8番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()
議長

議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」説明

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を

お願いします。

27番委員 この田んぼは、道路から面していて、やまとの境です。この先、荒れていますが、該当地は、中山間への編入をするとのことでした。ご審議を宜しくお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号の追加、「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」の8番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号の追加、「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」の8番については、許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 ()
議長 議案第5号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ()
議長 議案第6号「非農地証明願いについて」説明

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から、現地調査の結果をお願いします。

26番委員 4-1番の申請地は、1筆となっていますが、現地は、3枚になっています。10年以上作付けは、していいので、竹が進入し耕作できません。次に、4-2番ですが、29年の11月に申請のあった非農地の隣になり

ます。山と山に挟まれ、封筒は僕が多く入り口から奥まで500メートルありますが、全て、耕作放棄地となっています。進入路もありません。以上です。

27番委員 ■■■■さんは、神奈川県出身で、基盤整備地区ですが、進入路もなく、木も生えていました。以上です。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願いについて」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願いについて」、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第7号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

8番委員 太陽光発電施設に、農地が代わりますが、課税が代わりますが、どうなりますか。

事務局 ■■■■ 申請情報は、税務課に伝えます。よって、税務課で課税します。

議長 (なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局 (事務局より連絡事項あり)

- ・非農地通知の配布依頼について
- ・農業委員の応募状況について
- ・農業者年金の加入実績(報告)
- ・太陽光設置個所での被害発生は、事務局に連絡をお願いします。
- ・連絡網の配布について(農業委員・農地利用最適化推進委員)
- ・新型コロナ対策について、マスクについてお願いします。

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

議長

議長 それでは、以上をもちまして、令和2年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

それでは、以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼
お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

